

議案第 31 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 28 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(伊賀市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市固定資産評価審査委員会条例（平成 16 年伊賀市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第 4 条第 3 項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 13 条第 1 項」を「行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号）第 3 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第 6 条中第 3 項を第 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第 6 条第 2 項ただし書を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第15条を第17条とし、第12条から第14条までを2条ずつ繰り下げる。

第11条第1項中「決定書」を「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第13条とする。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

第10条第1項中「前3条」を「第7条から第9条まで」に改め、同条を第12条とする。

第9条の次に次の2条を加える。

(手数料の額等)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、伊賀市手数料条例(平成16年伊賀市条例第115号)第2条の規定を準用する。

2 手数料は、現金により前納しなければならない。

(手数料の減免)

第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は減免を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

第2条 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(平成27年伊賀市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち伊賀市手数料条例別表第9の次に1表を加える改正規定のうち、行政不服審査法第38条第1項、第66条第1項及び第78条第1項の規定による交付手数料の項中「行政不服審査法第38条第1項」の次に「(行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合並びに地方自治法第258条第1項及び公職選挙法(昭和25年法律第100号)第216条第1項の規定において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の伊賀市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条第1項の規定は、平成28年度以後の固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。